

意見の概要	措置内容	措置状況
<p>（２）要援護者支援活動への本市の体制及び仕組みの充実</p> <p>地域要援護者支援活動への支援策</p> <p>ア 区総合防災訓練での要援護者支援訓練の実施</p> <p>いくつかの区においては、モデル地区を指定し、区役所はもとより、要援護者支援団体として想定される、防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会などの地域団体や障がい者団体とも連携し、実際に要援護者も参加した情報伝達・避難誘導・安否確認などの訓練を実施しており、その取り組みを全域的に拡充していくことも効果的と考えられる。</p> <p>今後とも、区総合防災訓練等については、地域住民や要援護者等の参加も求め、要援護者支援訓練も実施されたい。</p> <p style="text-align: right;">（各区総務課）</p>	<p>要援護者支援訓練は、ふれあいのまちづくり協議会、防災福祉コミュニティによる地域での訓練実施を目標とすることがより効果的と考え、平成27年度は、区内の地域で、すでに要援護者を巻き込んだ訓練を実施している事例を情報提供し、要援護者支援体制づくりを地域に働きかけた。</p> <p>それにより、支援者と要援護者が参加する声掛け訓練（安否確認）を実施することができた。</p> <p>今後も引き続き、区内全域に拡充していけるよう粘り強く働きかけていきたい。</p> <p style="text-align: right;">（中央区総務課）</p>	<p>措置済</p>